

(牛・めん羊・山羊等の飼養者の皆様へ)

## 飼養衛生管理基準の改正について

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されたことに伴い、農場における飼養衛生管理をより徹底するために、「新しい飼養衛生管理基準」が、**令和2年10月1日**から施行されます。

(一部の取り組みについては、猶予期間が設定されています。)

### 主な改正内容

- 1 家畜の所有者の責務を新設 (I-1)
- 2 飼養衛生管理に係るマニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設 (I-3)
- 3 野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限、安全な資材の利用を新設 (I-7、II-14、21)
- 4 衛生管理区域の考え方を明確化 (I-8)
- 5 放牧制限の準備について新設 (I-9)
- 6 愛玩動物の飼育禁止を新設 (I-11)
- 7 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加 (II-16、17)
- 8 畜舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加 (III-24)
- 9 ねずみ及び害虫の駆除について新設 (III-29)
- 10 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設 (III-30)
- 11 衛生管理区域から退出する車両および搬出する物品の消毒等を新設 (IV-34、35)

※詳細は、別添の「飼養衛生管理基準」(本文)をご覧ください。

東濃家畜保健衛生所

TEL:0573-26-1111 (内線395) FAX:0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp

